JR東日本輸送サービス労働組合 綾瀬運輸区分会情報



NO. 9

2020年10月11日

1日 編集:綾瀬運輸区分会

## 労働協的は現場にも連用される!

「労使間の取り扱いに関する協約第69条」

JTSU-E (JR 東日本輸送サービス労働組合)が組合掲示板設置に向け、東京都労働委員会にあっせん申請した件で、東京支社長より見解が出されました。

労使関係上の問題が生じた場合には、本社と本部間または統括本部ないし支社と地本間等の団体交渉による解決を図ることが、労働協約により労働組合とも確認されている。

現場長が労使交渉の当事者となることは予定されているものではなく、本件あっせん申請が現場長を相手方としてなされたことは、協約上の確認に照らして筋違い。会社として法令に則り、適切に対応しています。

会社が指定した設置箇所は、他の労働組合との中立性を保持する観点及び組合掲示板の目的に照らして合理的なもので法令等に抵触するものではなく、職場において、その趣旨を職場のコミュニケーションのレベルで分会に説明することはこれまでも行ってきたところであり、否定するものでないことを、申し添えます。

## 分会の話

- ・団体交渉(9月24日)で労働協約は「職場においても適用されるものである」と確認している!
- 施設管理権は現場長にあると繰り返し主張しているのであれば、現場の問題は現場で解決するべきだ!
- ・会議室を借りるには現場長に申請するのに、何故掲示板は地本・支社の話し合いなのか。
- 分会が希望する設置場所のダメな理由を述べずに、施設管理権を振りかざして第2案も示さないのは、問題を解決する姿勢が全く見えない!
- 私たちは、掲示板が設置されず不利益が続いている。

## ただちに労働協約を履行せよ!